

教育関係法規についての一考察

ー栄養教諭の目を通してー

女子栄養大学短期大学部教職研究室 教授 小川孝

はじめに

栄養教諭にとって重要な法規について栄養教諭の視点から解釈することとする。重要な法規としてまず日本国憲法がある。さらに教育基本法、学校教育法、これらは教諭としてしっかりと理解しておかなければならない。栄養教諭としては学校給食法、食育基本法が欠かせない。また、公務員としては地方公務員法、教育公務員特例法は外すことはできない。法規ではないが、当然「学習指導要領」（文部科学省）、「食に関する指導の手引き」（文部科学省）も目を通さなければならない。これらを栄養教諭の視点から随時解釈していく。

1 日本国憲法

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

まずは日本国憲法である。1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行した。日本国憲法の前文を見てみよう。「再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」とある。戦争が勃発すると世界はどうか？想像は容易である。とにかく、物流がストップすることである。今年はコロナ禍という「惨禍」で物流に大きな影響がでている。これは食生活に大きくかかわってくる。「栄養バランスのよい食事」など到底とることができなくなる。学校給食の献立を考える時にも影響がでる。いや学校給食そのものが成立しなくなる可能性が高い。したがって何としても平和な世界、人の交流、物の流通は食生活にとって欠かせないものである。よって「恒久の平和を念願」するものである。また「われらの安全と生存を保持しようと決意した」とある。つまり、食は安全でなければならないし、生存するためには食は欠かせない行為である。昨今、食物アレルギーや食中毒への対応が注視されている。特に食物アレルギーについては、栄養教諭として正確な対応が要求される。ミスは許されないのである。そのためには情報の収集及び共有化、実践訓練を常に心がける必要がある。また、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ」とある。「欠乏」という文言から「栄養失調」がイメージされる。「世界子供白書2019：子ども、食料、栄養」では、世界の5歳未満児の間で1億4900万人の子どもが発育阻害、あるいは年齢に対し低身長であると報告されている。また「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる」とある。まさに人類の食生活は全世界の人々の協働、協力のもとに成り立つものであり、手を取り合って「持続可能な社会」(Sustainable society)を実現すべきである。

第十三条では、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、・・・最大の尊重を必要とする」とある。食は人の生命にかかわるし、楽しく食事をすることによって幸福感を味わうこともできる。このことは「国民の権利」として最大限尊重されるということである。そのためには生命を支える「栄養バランスのとれた食事」をどのようにとればよいのか、栄養教諭の視点で考える必要がある。

第二十条では、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する」とある。最近、日本で働く外国人が増えている。厚生労働省のまとめによると、2019年10月末日現在の外国人労働者数は約166万人で過去最高を更新した。これらの外国人の生活様式は様々であり、当然食生活も多様化している。たとえば、健康、倫理、宗教等の理由から菜食主義者（ベジタリアン）と呼ばれる人がある。また、イスラム教徒が食べているハラールフードも最近注目されている。このような外国人の家族には当然子どももいて幼稚園、保育園、小学校、中学校にも在籍している。となると当然学校給食にもかかわってくる可能性がある。今後、このことも頭に入れて対応する必要がある。

第二十五条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とある。これは「生存権」であり、栄養教諭にとって最も重要、かつかわりのある条文である。

「健康な生活」をするにはどうしたらよいか？「栄養バランスのよい食事または学校給食」をとるにはどうしたらよいか？など栄養教諭が考えることはたくさんある。そして糖尿病、高血圧、がん、心臓病などの生活習慣病を減らすために子どもの頃からその予防のための知識を身に付け

実践するよう食育を推進することが栄養教諭の極めて重要な責務である。また、第2項では、「公衆衛生の向上」にもふれており、「社会全体で健康を維持する」ことの大切さも教える必要があり、社会保障の基礎にもつながる内容である。

2 地方公務員法

第六節 服務

(服務の根本基準)

第三十条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

栄養教諭は、多くの場合都道府県や政令指定都市の採用試験を受験して合格すればその職につけるのが一般的である。つまり、地方公共団体に採用されるわけであるから身分は地方公務員ということになる。よって地方公務員法に基づいて教育活動を行うこととなる。地方公務員法第六節で服務について定めており、とても重要な条文である。

第三十条では、「服務の根本基準」が示されており「全体の奉仕者として・・・全力を挙げてこれに専念」するとあり、栄養教諭として、たとえばすべての子ども達に等しく学校給食を提供することに全力を挙げて取り組むことである。

第三十三条では、「信用失墜行為の禁止」が示されている。栄養教諭にかかわる内容としては、子ども達の食に関するプライベートな情報を安易に流出しないよう十分配慮することである。教職員間での情報の共有化は重要であるが、子ども達の間でその情報が原因となって人間関係がうまくいかず、場合によっては「いじめ問題」につながるケースも考えられるからである。また、栄養教諭は管理職や事務職員との連携で学校給食費の集金、管理を行う業務がある。特に食材の発注など、給食費をどのように効果的に使うかは栄養教諭の手腕を発揮する場面である。しかし、金銭の管理不徹底、たとえば給食費の残金の計算ミスで給食の食材の発注に支障をきたして、給食の品数を一品減らすなどのことが起こるケースもある。したがって、金銭管理は極めて重要である。また、前述したように「食物アレルギーをもつ子どもへの対応」も重要である。

「子どもの生命」にかかわる業務であるから全職員で情報を共有化して、エビペンの使い方及び保管場所やその子どもに合った除去食の配膳の仕方など、二重、三重にチェックをして対応する必要がある。「対応ミス」は許されないし、「信用失墜行為」になりうることもある。

3 教育公務員特例法

(定義)

第二条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の学長、校長（園長を含

む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員をいう。

- 2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。
- 3 この法律で「部局長」とは、大学（公立学校であるものに限る。第二十六条第一項を除き、以下同じ。）の副学長、学部長その他政令で指定する部局の長をいう。
- 4 この法律で「評議会」とは、大学に置かれる会議であつて当該大学を設置する地方公共団体の定めるところにより学長、学部長その他の者で構成するものをいう。
- 5 この法律で「専門的教育職員」とは、指導主事及び社会教育主事をいう。

第四章 研修

（研修）

第二十一条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

- 2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

（研修の機会）

第二十二条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

栄養教諭は、前述したように多くの場合公務員であり、その中でも教育に携わる業務内容である。したがって、公務員の中でも教育公務員としてこの教育公務員特例法も遵守しなければならない。このことは第二条の第2項で、「教員」についての説明があり、その中に「栄養教諭」も明記されているからである。

第二十一条では、「絶えず研究と修養に努めなければならない」と示されており、栄養教諭として力量を向上させるために常に幅広く専門知識を習得し、その知識を活用しなければならない。たとえば、食に関する新しい情報を常に収集して地元の食材をいかした学校給食のレシピを開発するなどの取組が期待される。

第二十二条第2項では、「研修の機会」が示されており、学校を離れて研修することもできる。さらに第3項では、「現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる」としてあり、たとえば大学院大学で栄養学のより高度な研究を行い、その結果を研修後勤務校にもちかえって実践することもできる。

4 教育基本法

前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の本質にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の本質を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備え心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

教育基本法は、平成18年に59年ぶりに改正された。栄養教諭は当然のことながら職名が示されており教員である。したがって、文字通り「教育の本質」を示すこの法律はバイブル的存在である。

前文では、「文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願う」と示されている。栄養教諭としてみた時、「文化」を食の面からとらえるとどうなるか、を考えてみるとよい。日本の食文化というと「和食」がすぐに思いつくであろう。さらには、「行事食、おせち」などがあげられる。これらを通して日本を文化的な国家に発展させるということである。学校給食に「和食」がでると残菜が増えると聞いたことがある。「和食」を学校給食にどのように取り入れ、子ども達に好きになってもらえるか、策を練ることも大切である。また、「世界の平和」に

については日本国憲法のところで述べたように、戦争になると人の交流、物の流通がストップしてしまう。日本は先進国の中でも食料自給率が低い。物が輸入されなくなると学校給食どころか日常の食生活まで崩壊してしまう恐れがある。「福祉の向上」については、今日食品ロスが問題になっており、食べられるのに廃棄されそうな食材をいかに活用するか、考えることが大切である。その一つの方法として「子ども食堂」の取組があげられる。コロナ禍で現在は活動を休止している所もあるが、ぜひまた復活させたいものである。また「個人の尊厳を重んじ」という文言がある。食育では、集団に対して行う指導と個別に行う相談指導がある。食物アレルギー、痩身、肥満などは、子ども一人一人を尊重して個別に相談指導を行う必要がある。「豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成」については、「生きる力」を想起すればよい。すなわち「豊かな心、確かな学力、健やか体」の基盤になるのが食育である。「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」については、前述したように日本の食文化として「和食」などを取り上げることが可能である。

第一条では、「教育の目的」として「心身ともに健康な国民を育成」と記されており、まさに栄養教諭が要となって取り組まなければならない。

第二条では、「教育の目標」として5項目記されている。「幅広い知識と教養」は、当然食に関する内容であり「健やか身体を養うこと」につながる。「勤労を重んずる態度を養う」については、食は多くの人々によって支えられていることを学び、「感謝の心」を育てる必要があり、特に農林水産業や流通に関わる産業などについて学習するとよい。「生命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度を養うこと」については、まさに食育にかかわる目標でもある。魚、豚、牛などの大切な生命を「いただいて」我々は生きているからである。また「環境保全」で重要なのは、「きれいは水の確保」である。世界の子供達の中にはこの「きれいな水」を得られず命を落とす者もいる。調理するには必ず水が必要である。この水を確保するための努力は当然のことである。「我が国と郷土を愛する」の文言からは、体育で「武道」、音楽で「伝統楽器」、家庭科で「郷土料理」などの学習が進められた。

第三条では、「生涯学習の理念」が示され、その中に「その生涯にわたって」という文言がある。まさに食育は生涯にわたって行われるべきものであり、正しい食習慣を身に付けるには子どもの頃から学び、一生涯学び続けることが大切であり、栄養教諭としてこのことを見据えて取り組む必要がある。

5 学校教育法

第一章 総則

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して

は、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整

理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

- 8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 事務職員は、事務に従事する。
- 15 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 17 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 18 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

学校教育法は教育基本法の改正をうけて平成19年に改正された。さらに平成30年にもデジタル教科書の使用について一部改正されている。

第一条では、「学校」の定義が示されている。全部で9種類の学校が提示されている。その中で「栄養教諭を置くことができる」と明記されているのは、大学及び高等専門学校以外の学校である。

第十二条では、「幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い」と記されている。これは主に養護教諭の範疇ではあるが、栄養教諭も「健康」において当然かわる業務であり、養護教諭の役割を理解した上で連携を図ることがとても大切である。

第十八条では、「病弱、発育不完全」のため就学困難な子への対応が記されている。栄養教諭として常日頃から子ども達の健康状態を観察し、日々の変化がわかるように行動することが重要である。

第十九条では、「経済的な理由によって」就学困難な子への対応が記されている。栄養教諭には給食費を集金・管理し食材を発注して支払いをする業務がある。金銭面において必要は手続き等を管理職や事務職員と連携して行う必要がある。

第二十一条には、10項目の目標が掲げられている。それぞれの項目から国語、算数などの教科名等が連想される。栄養教諭の目で食育とのかかわりという点でみるのが重要である。第二項では、社会科、生活科、理科、特別の教科道徳などが思い浮かび、特に「環境保全」では前述したように「きれいな水の確保」が重要である。第三項では、社会科、英語などが想定され、これも前述したように食文化の学習をするとともに「郷土料理、日本食、さらには外国の食文化」にもふれることが大切である。第四項では、技術科、家庭科が連想され、食育に直接結びつく項目である。たとえば、「朝食

を毎日食べているか?」「ひとり（孤食）か、それとも家族（共食）で食べているか?」などのデータを可視化する取組などが期待される。また、第一次産業（農林水産業）、第三次産業（流通）についての基礎も学習するとよい。第五項では、国語が想定され、食に関する本の紹介、読み聞かせなどの様々な取組が可能である。第六項では、算数が想定でき、栄養教諭の専門性として栄養についての計算などがかわってくると思われる。第八項では、保健体育科が想定され、食育とのかかわりが極めて大きい。「健康、安全で幸福な生活のために」は正しい食習慣を子どもの頃から身に付けることが重要である。栄養教諭として肥満や痩身を防ぎ、将来生活習慣病にかからないよう、日々指導することである。第九項では、美術科が想定され、調理後の盛り付けや色合いなど、美的センスをみがいて「美味しそう」という視覚を大切にしたいものである。第十項では、「勤労を重んずる態度」を養うとあり、前述したように食は農業、林業、水産業、流通業など、多くの人々に支えられて成り立っており、「感謝の心」を育てることは重要である。

第三十一条では、「体験的な学習活動・・・自然体験活動の充実」を示している。食育を推進するにあたり体験活動は極めて重要であり、地域の人々との連携を密にして取り組む必要がある。

第三十七条第2項では、「栄養教諭を置くことができる」と明記され、栄養教諭制度の法的根拠となる。そして第13項では、「栄養教諭は、児童の栄養の指導と管理をつかさどる」との業務内容が明確に示されている。

おわりに

以上、これらの法規を栄養教諭の目で理解した上で栄養教諭に直接かわってくる「学校給食法」「食育基本法」さらには「学習指導要領」（文部科学省）、「食に関する指導の手引き」（文部科学省）などをしっかり熟知して、今後栄養教諭として活躍されることを大いに期待する者である。

参考

「日本国憲法」	1946年11月 3日公布	1947年 5月 3日施行
「地方公務員法」	1950年12月13日	
「教育公務員特例法」	1949年 1月12日	
「教育基本法」	1947年 3月31日	
	2006年12月22日改正	
「学校教育法」	1947年 3月29日	
	2007年 6月27日改正	
	2017年 5月31日改正	

「世界子供白書2019：子ども、食料、栄養」（ユニセフ）2019年10月15日